

北名古屋市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年6月7日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

6 北都第 1 0 8 号

令和 6 年 5 月 2 1 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 6 年 4 月 2 6 日付け 6 北監第 2 0 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜都市整備課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

仮換地証明手数料について、手数料を納入するために交付申請者へ渡した納付書について、市で保管している控えに発行日・納期限が記入されていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、納付書発行の際、納付書の作成者とは異なる人員で記載内容の確認を行い、納付書を発行するよう、事務処理を改善しました。

3 【監査委員意見】

法令等の規定のない証明書の発行業務については、申請書式等を定め決裁を受けた上で、適切に事務を執行されたい。また、証明書発行手数料の納付書発行にあたっては、発行日・納期限が重要な日付であることから、確実に記載されたい。

4 【措置状況】

法令等の規定のない証明書の発行業務については、令和6年3月に決裁を受け申請書式等を定め、事務を処理するよう是正しました。また、証明書発行手数料の納付書発行にあたっては、発行日・納期限の記載を徹底します。

6 北下第 1 3 4 号

令和 6 年 5 月 2 4 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 6 年 4 月 2 6 日付け 6 北監第 2 0 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜下水道課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

受益者負担金及び下水道使用料の滞納整理について、実施した結果の記録が十分なものが見受けられた。

(2) その他

事務全般において、書類の記載漏れ等の軽微な誤りが散見された。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、滞納整理簿に実施した内容を追記し、今後内容の充実を図ります。

(2) 指摘事項については、書類に詳細な記録を追記し、今後正確な記載を行います。

3 【監査委員意見】

(1) 受益者負担金及び下水道使用料の滞納整理にあたっては、実施した内容を正確に記事として滞納整理簿に記録し、的確な滞納整理と事務の効率化を図られたい。また、滞納処分やその執行停止の事務にあたっては、滞納事案の調査を行った事実を適切に記録し、把握した状況を整理した上で実施されたい。

(2) 市から外部機関へ提出する報告書の作成にあたっては、作成業務を委託する場合においても、報告内容の正確性に留意されたい。

4 【措置状況】

(1) 滞納整理簿に実施した内容を正確に記録し、情報を共有することにより事務の効率化を図ります。また、執行停止にあたっては、確認した事実を整理し実施します。

(2) 外部委託により作成される報告書についても、内容の正確性に留意し、正確な報告書の作成を行います。